

自主防災組織の活動を支援します

補助内容

自主防災組織で取り組む防災訓練にかかる各種費用や、備蓄品、資機材等の購入にかかる費用の一部を補助します。補助制度が2種類あります。詳細は裏面をご確認ください。

補助対象

町長の認定を受けている自主防災組織



補助金の流れ

交付申請

交付決定

事業実施

実績報告

補助金額
確定

補助金
請求

注意点

- ・ 申請内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です
- ・ 予算に到達次第受付を締め切ります

自主防災組織の活動を支援します

共通事項

- ・ 補助金は1,000円未満切捨
- ・ 交付申請時、実施計画書の提出があること
- ・ 交付申請時、実施計画書の根拠となる見積書等の提出があること
- ・ 実績報告時、実施報告書の提出があること
- ・ 事業実施報告時に活動が確認できる写真、資料の提出があること



補助制度

防災活動支援事業

各種訓練等に係る経費に活用すること

補助金額

上限 30,000円
毎年度申請可能です

報償費、旅費、需要費、役員費、委託料、使用料、賃借料、負担金、その他経費
(防災活動上有効なものとして町長が必要と認めるもの) など

防災資機材整備事業

防災活動支援事業や実施する訓練に活用すること

補助金額

上限 100,000円
+ 世帯数×1,000円
4年に1回申請可能です

消火器、消火器格納庫、バケツ、消火器薬剤、小型動力ポンプ、ホース、発電機、自動体外式除細動器(AED)、ヘルメット、バール、一輪車、ロープ、ゴムボート、ジャッキ、スコップ、エンジンカッター、テント、チェーンソー、ウインチ、救急箱、脚立、担架、防煙マスク、毛布、ラジオ、無線機器(簡易で携帯用のもの)、電池メガホン、ライト、発電機、給水タンク、飲料用水槽、簡易資機材倉庫、その他資機材(防災上有効なものとして町長が認める資機材) など

お問い合わせ先

鏡野町役場 暮らし安全課 生活安全係
TEL 0868-54-2621